

---

READ第2回公開講座 報告資料

# 財政制度の中の障害福祉施策 —所得保障充実の条件を視点に—

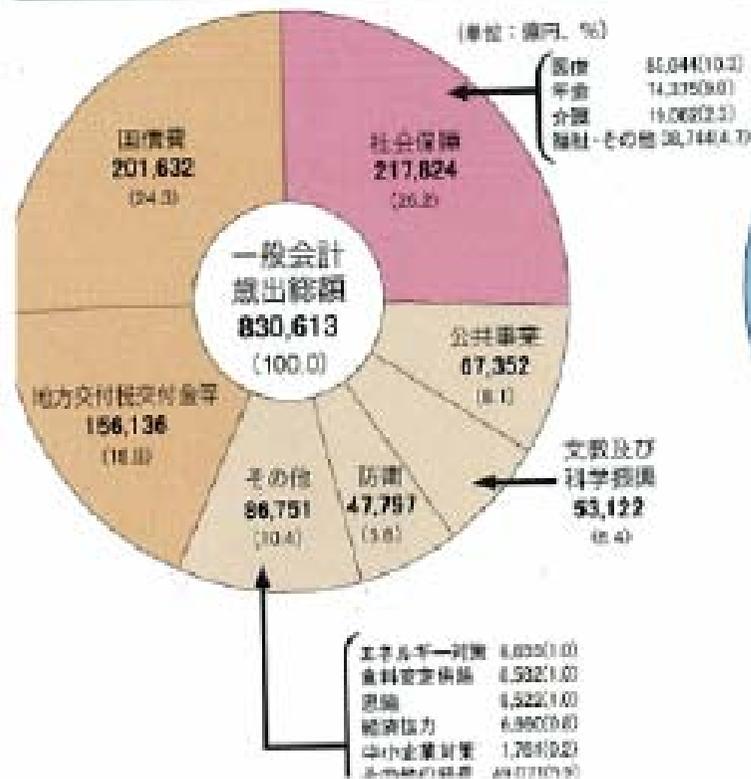
2010年3月

国立社会保障・人口問題研究所  
金子能宏

# 平成20年度一般会計歳出歳入の内訳

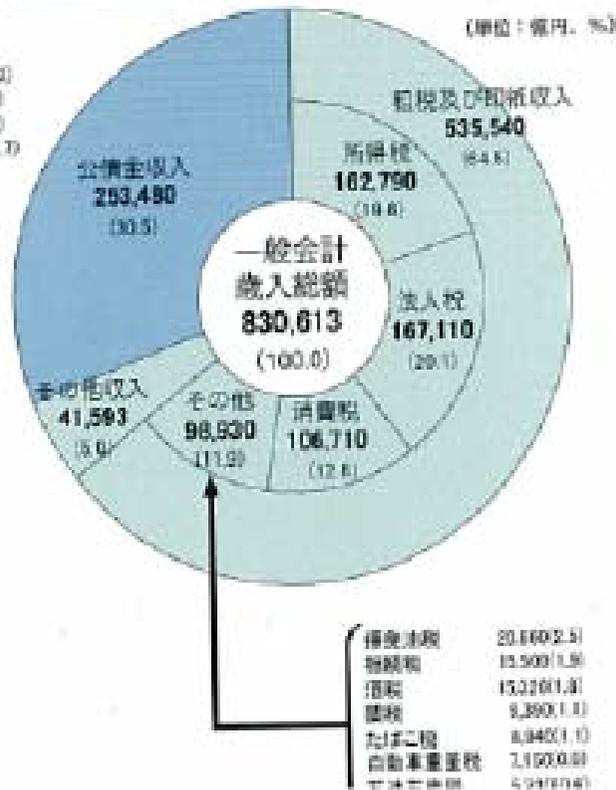
## 歳出

社会保障費、国債費、地方交付税交付金等の三大経費で全体の約3分の2を占めています。



## 歳入

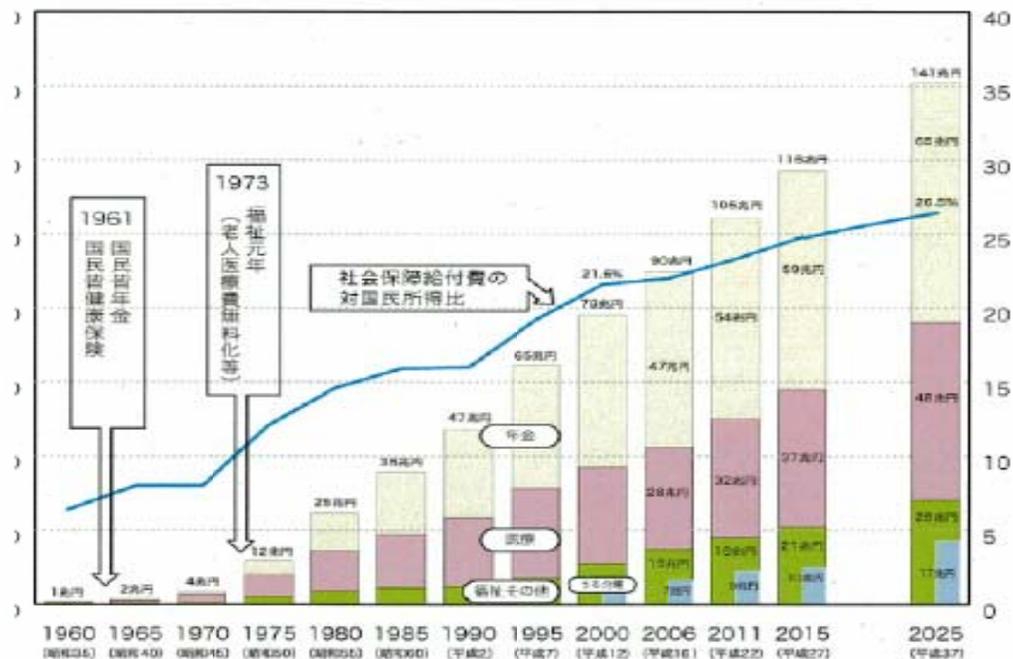
租税及び印紙収入は6割強で、残りのうち25兆円程度（約31%）が公債金収入となっています。



出典：財務省ホームページ・財政データ集 ([http://www.mof.go.jp/zaisei/con\\_02\\_g01.html](http://www.mof.go.jp/zaisei/con_02_g01.html))

## 社会保障の給付と負担

我が国においては、急速な人口の高齢化に伴い、社会保障の給付と負担が増大すると見込まれています。  
 将来にわたり持続可能で安定的・効率的な社会保障制度の構築を図るためには、世代間の公平化を図り、給付と負担のバランスを確保するなど社会保障制度の構造改革を進めていくことが必要です。



	1970	1980	1990	2000	2006	2015	(参考)2025
社会保障給付費(A)	4.8兆円	25.8兆円	47.8兆円	78.8兆円	90.8兆円	118.8兆円	141.8兆円
国民所得(B)	61.8兆円	28.3兆円	34.8兆円	37.2兆円	37.8兆円	46.1兆円	54.0兆円
国民所得比(A/B)	8.8%	12.2%	13.8%	21.0%	23.0%	25.3%	26.1%

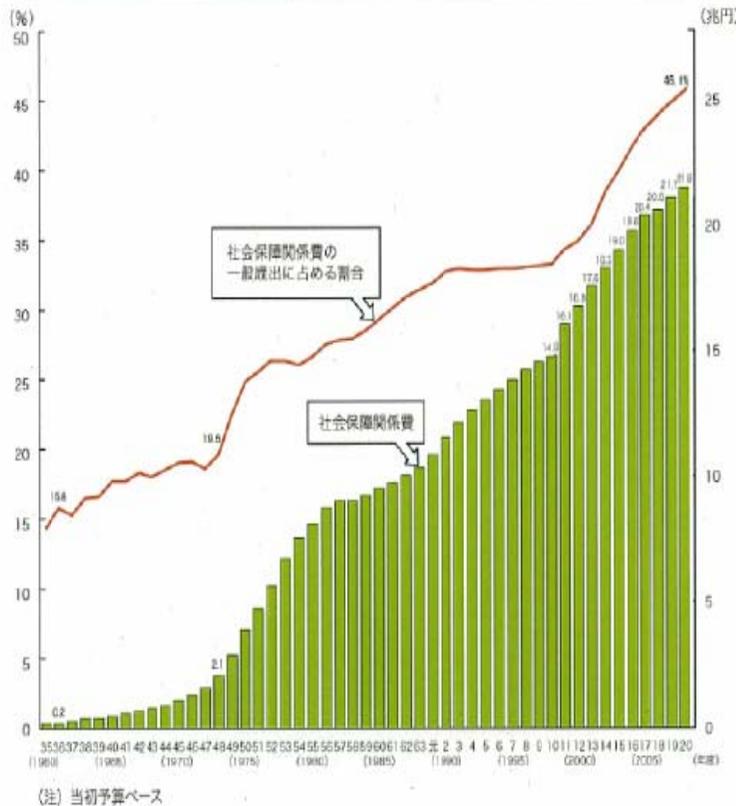
① 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。  
 ② 2000年度以前は「平成15年度 社会保障給付費」(平成17年9月 国立社会保障・人口問題研究所)、「国民経済計算」(内閣府)等、2006年度以降は「社会保障の給付と負担の算出」(平成18年5月 厚生労働省)のA(並の経済成長)ケースによる。  
 なお、日(既めの経済成長)ケースによると、2025年度の社会保障給付費は136兆円(国民所得比27.7%)と見込まれている。

出典:財務省ホームページ・財政データ集  
[http://www.mof.go.jp/zaisei/con\\_04\\_g03.html](http://www.mof.go.jp/zaisei/con_04_g03.html)

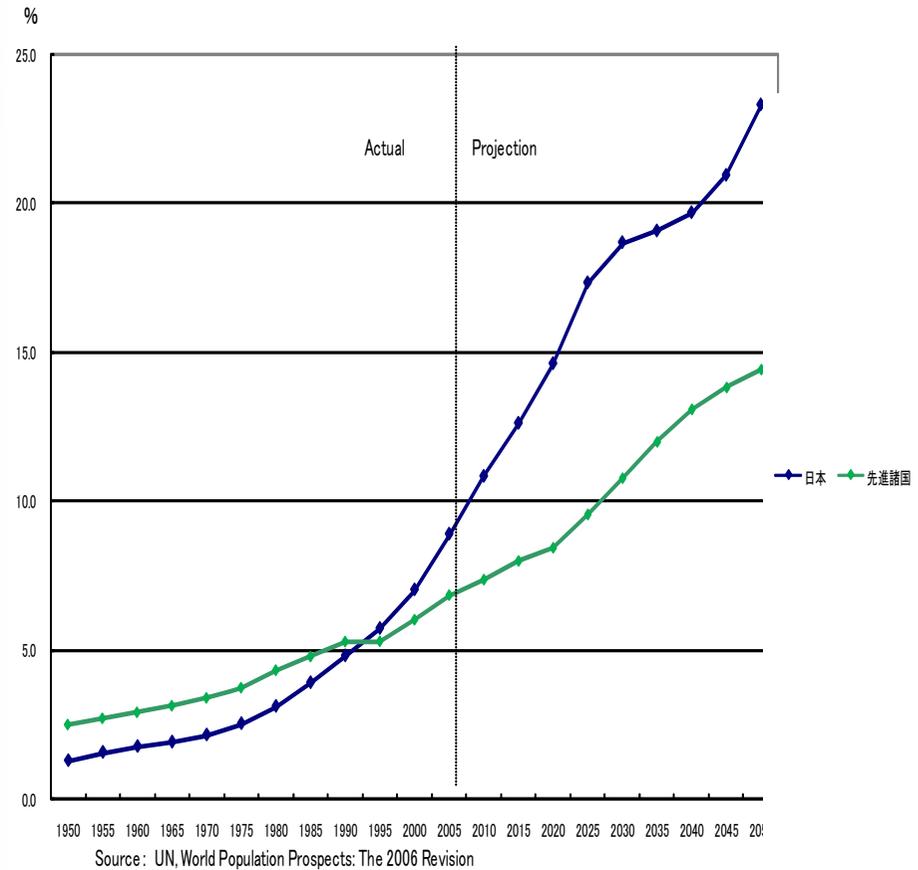
# 社会保障関係費の推移と高齢化率の推移

## 社会保障関係費の推移

高齢化の進行に伴って社会保障関係費が年々増えています。  
 今後も急速に増加が見込まれ、財政事情はますます厳しくなることが予想されます。



出典: 財務省ホームページ・財政データ集  
 ([http://www.mof.go.jp/zaisei/con\\_04\\_g02.html](http://www.mof.go.jp/zaisei/con_04_g02.html))



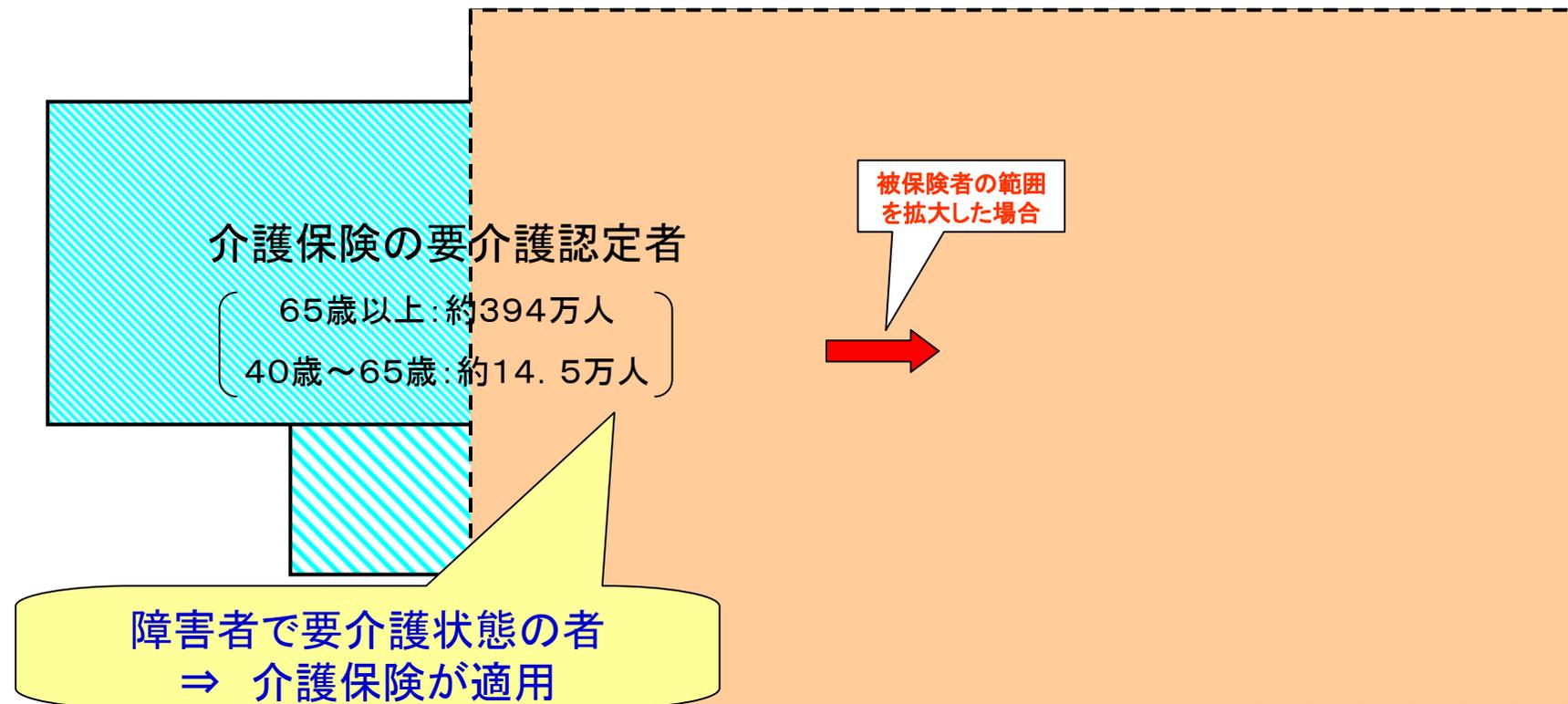
出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」  
 より筆者作成

## (参考)障害福祉施策と介護保険との関係①

- 障害者のうち、要介護状態にある者には、障害の種別に関係なく、**介護保険が一般的制度として、優先的に適用**される
- 現在は、介護保険の対象となる「65歳以上(一部は40歳以上)」について対象となっており、仮に現行と同様の整理で被保険者の範囲が拡大された場合でも同じ取扱いとなる

介護保険の対象者

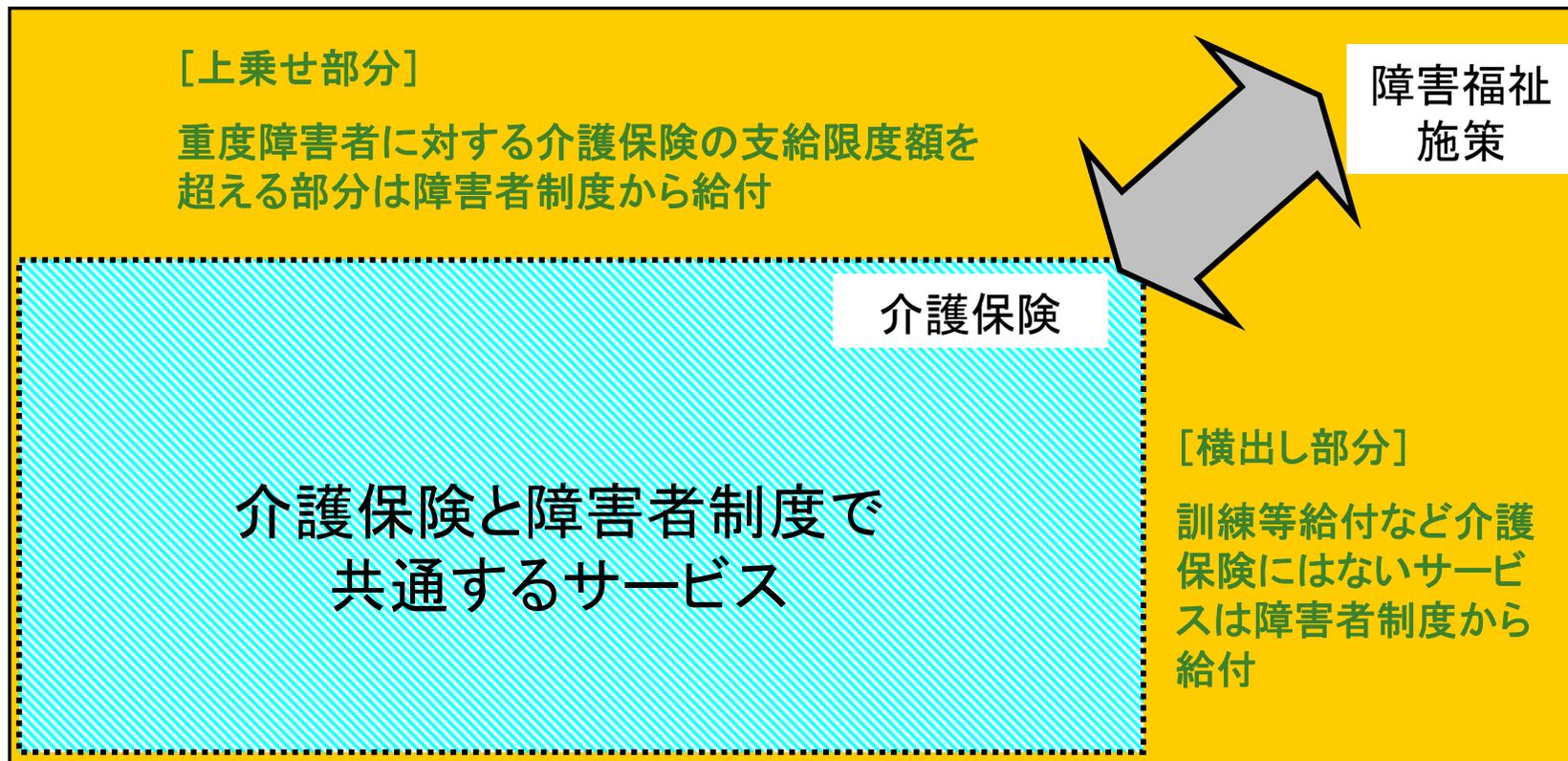
障害者



## (参考)障害福祉施策と介護保険との関係②

○介護保険が適用される場合には、まず、介護保険が共通のサービス部分をカバーし、その「上乗せ」や「横出し」部分を障害者施策が提供

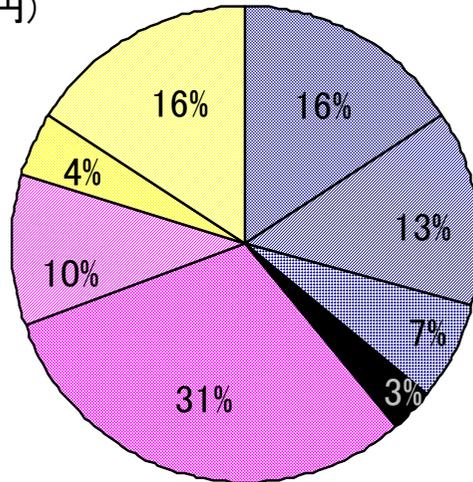
【65歳以上の要介護状態にある障害者へのサービス提供】



# 障害関係給付費の内訳(総額4兆4600億円)

福祉 21%  
(9000億円)

年金 36%  
(1兆6000億円)



- 障害年金(国民年金1級): 7千億円
- 障害年金(国民年金2級): 6千億円
- 障害年金(厚生年金): 3千億円
- 手当: 1300億円
- 医療給付(精神科入院): 1兆37百億円

医療 40%  
(1兆8300億円)

手当 2%  
(1300億円)

注1) 障害年金は2002年度末、医療は2001年度国民医療費、福祉サービス・手当は平成16(2004)年度予算による。

注2) 「医療給付(精神科通院等)」には更正医療、育成医療の公費負担額を含む。

注3) 障害に着目した給付としては、上に上げたものの他に、障害共済年金、業務災害給付金などがある。

出典: 社会保障審議会障害者部会資料をベースに国立社会保障・人口問題研究所 金子能宏が作成

## 障害者への所得保障の充実と就労支援の両立可能性

- 障害者の所得保障の拡充については、それが障害者の就労インセンティブを弱めるかどうか危惧され、アメリカなどでは、この問題に関する実証分析が行われている。
- Warner(2001), Duggan and Singleton(2006) ,Maestas and Yin(2008)
- 日本では、この問題に関する実証分析は、必ずしも十分に行われていないのが現状
- 背景:障害を持つ人の所得と就業状態に関するマイクロ・データの整備が必ずしも十分ではないこと
- 障害者の就労支援と所得保障との両立が可能かどうかについて、障害者生活実態調査研究会が2005年と2006年に実施した障害者に対するアンケート調査のマイクロ・データを用いて、障害年金が障害者の就業率に及ぼす効果に関する実証分析を行い、考察する。

「障害者生活実態調査」の調査方法：実地調査（各市の個人情報保護条例を遵守して実施）

	調査地域等	有効回答数
第1回 (2005年10～12月)	東京都I市 〔追加調査：関東近郊在住者〕	129人 〔追加調査：内35人〕
第2回 (2006年9～12月)	静岡県F市	113人

# 障害者生活実態調査研究会「障害者生活実態調査」 (2005年・2006年)の概要

基礎調査票	内容	参照した国の社会調査
1	基本属性、障害の種類と程度、 家族	国民生活基礎調査の世帯票・所得票 他 (厚労省)
2	本人と家族の所得、課税状況や 家計支出	家計調査、全国消費実態調査 (総務省)
3	本人の1ヶ月間の医療や介助サービス の受給状況	所得再分配調査 (厚労省)
4	本人の1日の生活時間	社会生活基本調査 (総務省)

# 障害年金の就業率に及ぼす影響に関する実証分析 －推定方法－

- サンプルセレクション・バイアスを補正する推定方法(ヘックマンの2段階推定法)によって、障害者の就業率関数、賃金関数、労働時間関数を推定
- ヘックマン(Heckman)の2段階推定法では、市場賃金( $W$ )と留保賃金( $W_r$ )を各々の説明変数( $X_1$ と $X_2$ )との線形関数とみなし、次のように特定化する。

- $W_r = \alpha_1 X_1 + u_1$  (1)

- $W = \alpha_2 X_2 + u_2$  (2)

- ここで、誤差項 $u_1$ と $u_2$ の分布に標準正規分布を仮定し、プロビットタイプの就業率関数を、尤度関数を最大化して推定する。

- $L = \prod_{i=1}^n \Pr(W > W_r) \cdot \prod_{i=n+1}^m \Pr(W < W_r)$  (3)

- 就業率関数(3)のプロビット推定により、ミルズの逆数( $\lambda$ 変数)を求め、この項を賃金関数に加えることによって、賃金関数の推定におけるサンプルセレクションバイアスを修正する。

# 障害年金の就業率に及ぼす影響に関する実証分析 －推定方法(つづき)－

- 就業率関数(3)のプロビット推定により、ミルズの逆数( $\lambda$  変数)を求め、この項を賃金関数に加えることによって、賃金関数の推定におけるサンプルセレクションバイアスを修正する。すなわち、賃金関数の推定式は、説明変数を $Z_1$ 、ミルズの逆数( $\lambda$  変数)を $\lambda$ として、  
$$W = \beta_1 Z_1 + \delta \lambda + e_1 \quad (4)$$
- となる。労働時間関数は、賃金関数の推定により得られた推計市場賃金を説明変数として、これにそれ以外の変数を加えた線形式を推定する。すなわち、労働時間を $H$ とすれば、  
$$H = \beta_2 Z_2 + \gamma W + e_2 \quad (5)$$
- と表される。ここで、誤差項 $e_1$ と $e_2$ の分布を標準正規分布と仮定することにより、(4)と(5)を最小2乗法によって推定することができる。

# 推定に用いた変数の基本統計(出所:「障害者生活実態調査」(2005年・2006年のプーリング・データ))

	平均値 (ダミー変数の場合は頻度)	標準偏差
性別 (男女比)	1.42742	0.49671
年齢 (AGE)	46.97581	12.79575
身体障害者 (PHISICDS)	0.58065	0.49546
精神障害者 (MENTIDS)	0.28226	0.54936
重度障害者 (SERIOUS)	0.33871	0.47519
世帯主 (HOUSEHED)	0.48387	0.50177
結婚の有無 (MARRIAGE)	0.43548	0.49783
身辺自立の程度 (SLFINDEP)	0.66935	0.47235
世帯員数 (HOUSSCL)	2.50000	1.17217
就業の有無 (就業率) (LFP)	0.77419	0.41981
労働時間 (WORKHOUR)	4.00000	2.63497
賃金所得 (WAGE)	137.04032	245.81202
本人以外の世帯所得 (HSINCOME)	308.75000	368.37023
障害年金額 (DSPENSIO)	40.06452	53.52026
障害年金以外の公的年金額 (PUBPENSI)	14.60484	44.52602
失業手当額 (UNEMPLIN)	2.46774	10.33459
生活保護支給額 (PUBASSIS)	7.85484	29.27045
公的手当額 (PUBALLOW)	3.29839	11.65771
医療費自己負担額 (MEDICOST)	6.23387	9.71639
賃金率 (WGRT)	37.97755	57.54343

出典:「障害者生活実態調査」第1回調査と第2回調査より筆者作成

## 障害を持つ人々の就業率関数の推定結果

	係数	標準偏差	t 値
定数項	.247040	.558527	.442307
地域	-.904000E-02	.198193	-.045612
性別	.075173	.211111	.356084
年齢	.354778E-03	.868780E-02	.040836
身体障害	-.471468	.312523	-1.50859
精神障害	.181809	.281654	.645507
重度障害	.010863	.205503	.052862
世帯主	.232246	.211921	1.09591
結婚の有無	-.043346	.132049	-.328255
医療費自己負担額	-.743501E-02	.638126E-02	-1.16513
本人以外の世帯所得	.110299E-04	.253700E-03	.043476
障害年金額	-.144217E-02	.169316E-02	-.851761
障害年金以外の年金額	-.305126E-02	.204767E-02	-1.49012

出典：「障害者生活実態調査」第1回調査と第2回調査より筆者推定

# 障害をもつ人々の賃金関数と就業率関数の推定結果

	係数	標準偏差	t 値
定数項	3.49761	.951984	3.67402
年齢	-.237484E-02	.016351	-.145240
地域	-.250973	.365042	-.687516
身体障害	2.22442	.593567	3.74754
精神障害	-.068807	.380324	-.180918
結婚の有無	-.721290	.377324	-1.91159
世帯員数	.046320	.139636	.331717
ミルズ比 (@MILLS)	-.376229	.411120	-.915131

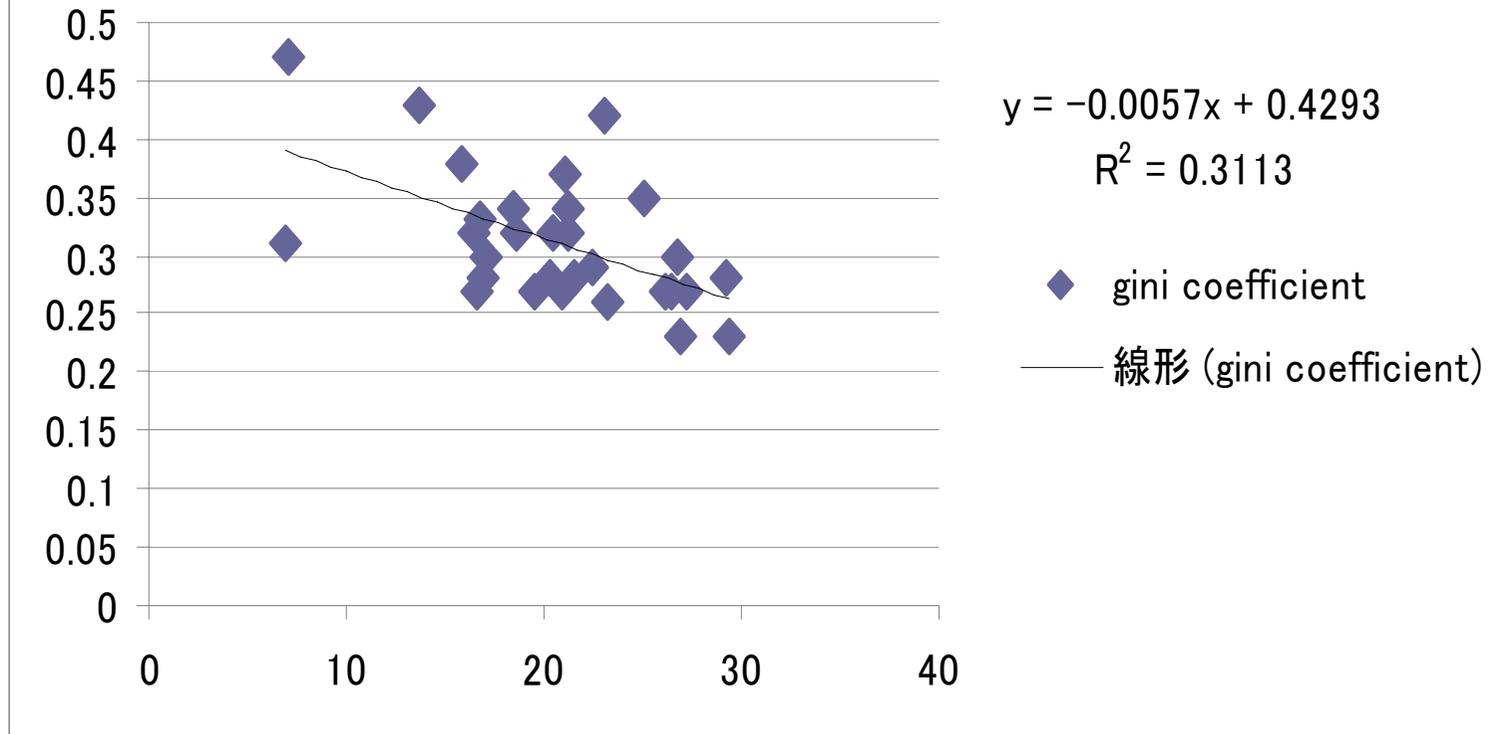
## 賃金率関数の推定結果

	係数	標準偏差	t 値
定数項	-1.90095	1.61273	-1.17871
年齢	.053104	.018335	2.89630
身体障害	-.612831	.695592	-.881021
精神障害	-.089504	.667444	-.134099
重度障害	-.408039	.482571	-.845551
生活保護支給額	-.800455E-02	.776164E-02	-1.03130
公的手当額	-.010407	.029260	-.355673
本人以外の世帯所得	.158662	.216512	.732807
賃金率	.461946	.141498	3.26467

## 就業率関数の推定結果

出典：「障害者生活実態調査」第1回調査と第2回調査より筆者推定

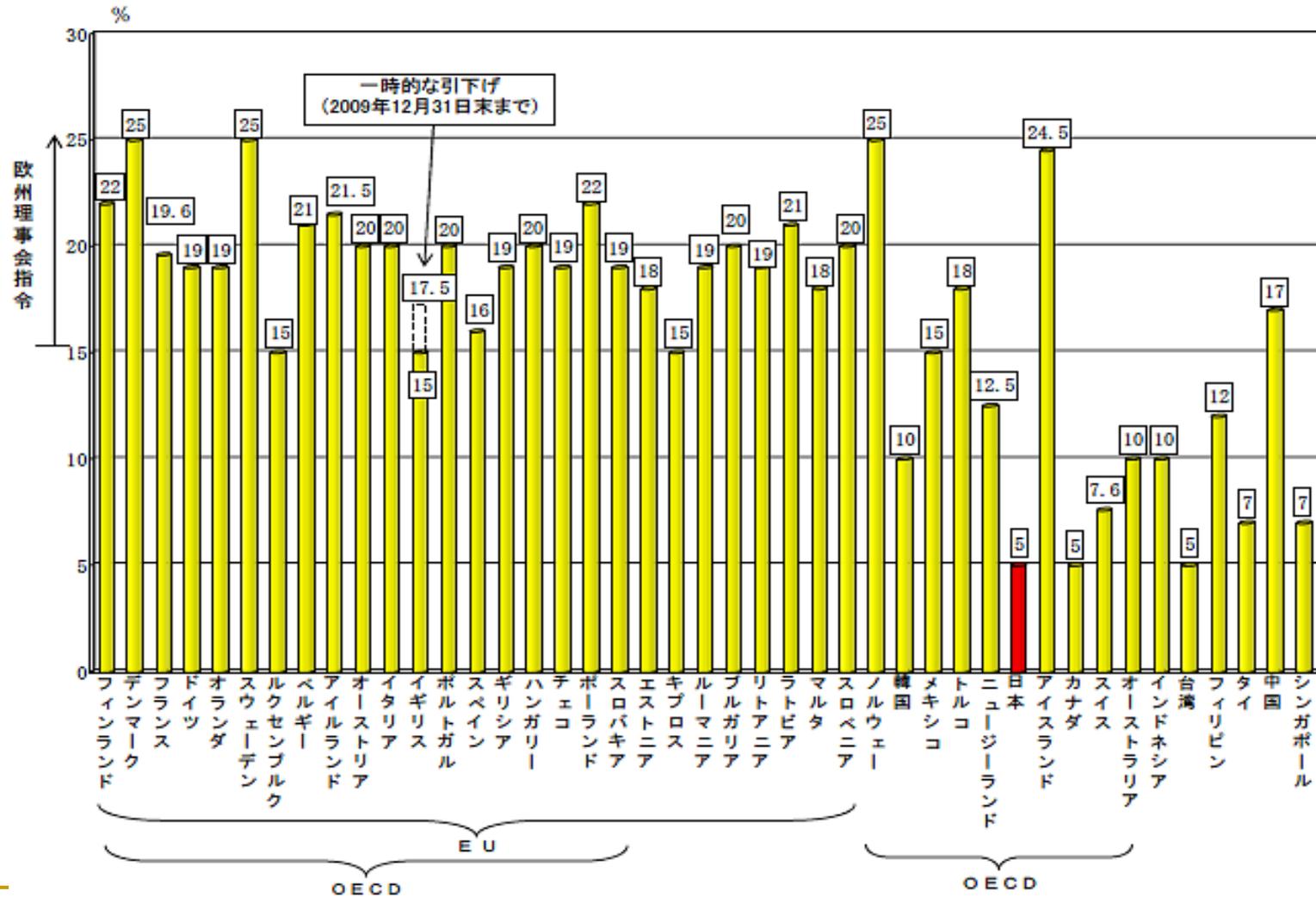
## ジニ係数(gini coefficient)とGDPに占める 社会支出との関係



出典 : Gini coefficient for mid 2000s: "Growing unequal?" OECD ELSA, 2008  
Social expenditure / GDP: Social Expenditure Aggregated Data 2005

# 消費税の税率(付加価値税の標準税率)の国際比較

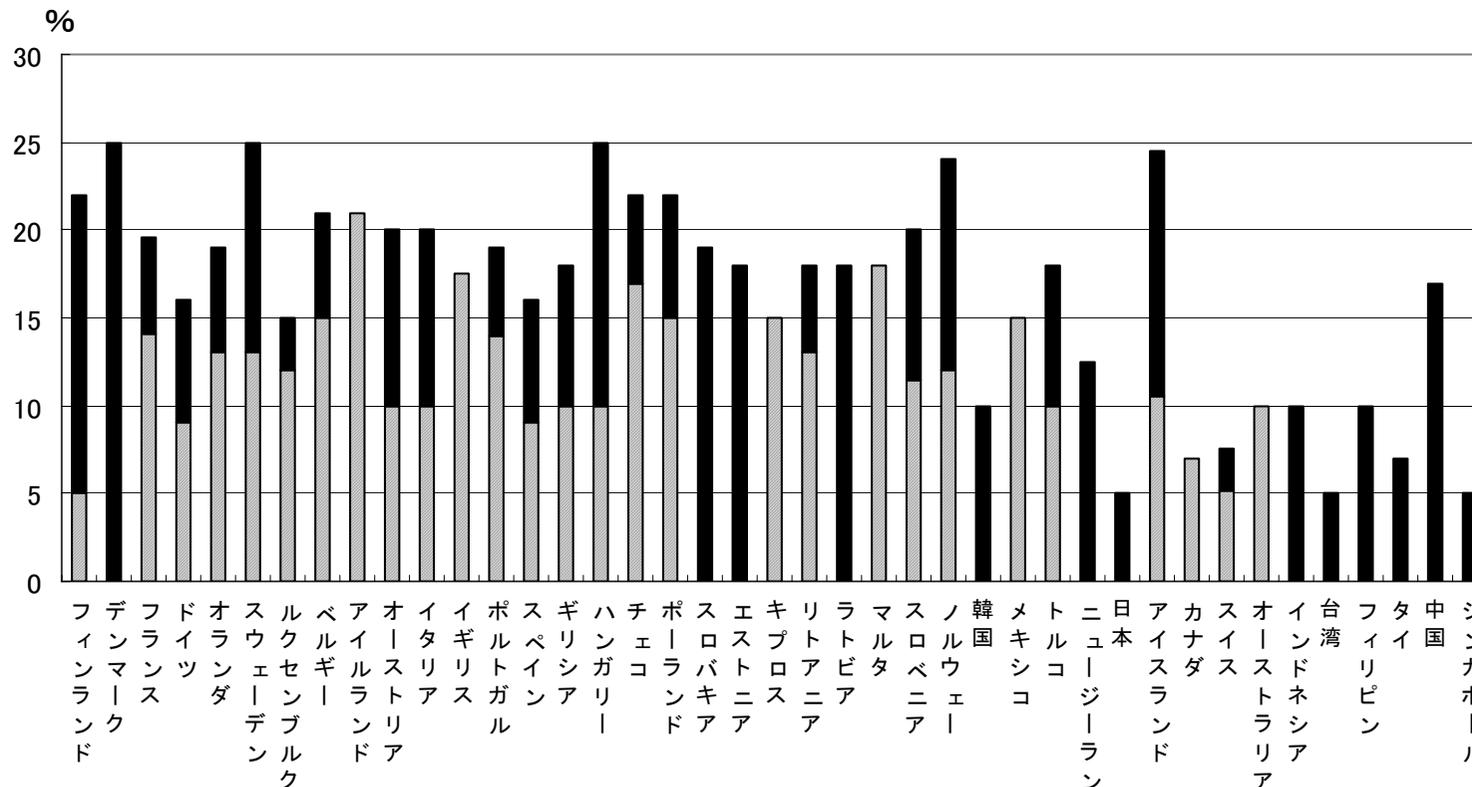
出典:財務省・税制ホームページ



# 消費税(付加価値税)における食料品軽減税率の国際比較

出典: 税制調査会資料より筆者作成

(2004年1月現在)



1. 上記中、網掛けした部分が食料品に係る適用税率である。なお、軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の軽減税率等が適用される場合がある。
2. 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
3. EU加盟国は、2004年5月の新規加盟10カ国を含めたもの(ただし、税率は2004年1月現在)。